○山井委員　それでは、四十分間、質問をさせていただきます。

前半、菅官房長官がおられる間は桜を見る会の前夜祭の件、そして後半は、加藤大臣に新型コロナウイルス対策、特に、クルーズ船からきょう五百人下船をされます、そのことも含めて、質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、昨日、自民党の坂本理事が、安倍事務所の初村秘書官に、どういうやりとりをＡＮＡインターコンチネンタルホテルの担当者とやったのかということについて、回答が参りました。これはそのメモを聞き取ったものでございます。

これを読みますと、全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまでも一般論でお答えしたものであり、個別の案件については回答に含まれていないという回答であります。これはおとついも安倍総理が二度おっしゃいましたが、辻元議員へのホテル側からの回答を否定するものではない、間違っているとは言っていないということを安倍総理も二度おっしゃっています。これもそうなんですよね、別に辻元委員への回答を否定しているわけでは全くありません。

ということは、きょうの配付資料にありますように、ＡＮＡホテルが言うように、二〇一三年以降七年間に貴ホテルで開かれたパーティー、宴席について、明細書を発行しないケースはなかった、ございませんと答えているわけですね。かつ、三番にありますように、ホテル主催でない数百人規模のパーティーで、代金を主催者でなく参加者個人一人一人から、会費形式で貴ホテルが受け取ることはありましたか。ございませんと。かつ、最後にだめ押しで、このような点について、主催者が政治家及び政治家関連の団体であることから対応を変えたことがありますか。これも、ございません。

ということは、この辻元委員への回答が全く否定はされていないということは、今まで、十一月二十日から三カ月間、安倍総理が国会や記者会見で国民に説明をされてきたことが虚偽であったという疑いが高まっているんですよ。

これは単なる虚偽じゃないですよ。この説明で、こういうやり方だから収支報告書に記載しなくていいという言い方をされていたわけであって、もしこのＡＮＡホテルがおっしゃるような方法をとっていたのであれば、当然、収支報告書に記載義務が出て、それに記載していない安倍事務所、安倍総理側は、政治資金規正法違反、あるいは、差額を補填していたら公職選挙法違反の疑いがあるんです。

このＡＮＡホテルの回答、別に安倍総理でさえ否定されていないわけですから、正しいに決まっていますよ。これが一般論ではなくて事実ですから。ということであれば、安倍総理は前夜祭のことを収支報告書に記載していないということは、これは政治資金規正法違反ということになりかねません。こういう重要な問題なんです。

だから、私たちは、法をつくる者、法を犯すべからず、総理大臣、総理大臣の事務所が違法行為をしているということは絶対看過できない。コロナウイルスの問題と並行して、この問題も審議をしているわけであります。

そこで、お聞きしますが、私のおとついの資料に対して、ということでありますということで、全日空ホテルに確認しましたところ、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれないとのことでありましたと。これは全日空ホテルが言っているということですよね、誰が読んでも。全日空ホテルに確認したところ、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれないとのことでありました。

菅官房長官にお聞きします。営業の秘密にかかわるため、回答に含まれない、ＡＮＡホテルはこんな回答をしたんですか。

○菅国務大臣　まず、本日の御質問は、委員から質問通告をいただきまして、安倍事務所などに確認の上で御答弁いただきたいということだったので、総理や安倍事務所に確認した上で答弁をさせていただきます。

今の件でありますけれども、総理が二月十七日の予算委員会で答弁した内容について、全日空側に確認をとった上でお答えをしたものであります。

○山井委員　今の答弁も虚偽じゃないですか。

きのう、答えは出ているじゃないですか。確認したのは、一般論でお答えしたものであり、個別の案件について

は回答には含まれていない、これだけじゃないですか。

営業の秘密にかかわるため、そんなことは言っていませんよ。この、ということですと十六回ぐらい言っているんですよ、うなずいておられますよね、全日空ホテルに確認したところ。全日空ホテルに確認したところと言いながら、全日空ホテルが言っていないことを言うのは、これは虚偽答弁じゃないですか。いかがですか。

○菅国務大臣　私は、きのうも何回となく答弁をさせていただきました。

総理がここで答弁されたということは、それは議事録にも残るわけでありますから、それは総理の責任のもとに答弁をしているわけでありまして、まして、きのう、委員から、安倍事務所などに確認の上御答弁いただきたいということだったので、総理は安倍事務所に確認した上で、今私が申し上げたことは、二月十七日の予算委員会で答弁した内容については、全てホテル側に確認をとった上でお答えをしたものであります。（発言する者あり）

○棚橋委員長　お静かに。

○山井委員　だから、これは私は深刻だと言っているんですよ。議事録に残る形で責任を持って答弁したということが虚偽であれば、安倍総理は責任をとられるということでよろしいですね。確認をします。

○菅国務大臣　総理が答弁したとおりであります。

○山井委員　これは、営業の秘密だけじゃなくて、このことも言っているんですよ。ホテル側と事前に段取りの調整を行ったのみであり、明細書の発行は受けていない。しかし、ＡＮＡホテルは、必ず、例外なく発行していると言っているんですよ。さらに、ここの、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受け付け終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払いがなされたとのことでありますと言っているけれども、ＡＮＡホテルはこれを否定しているんですよ。真実は一つ。どっちかがうそをついているんです。

責任を持って議事録に残していると、きのうのぶら下がりでも、安倍総理はほとんど立ちどまらずに、足早に、それを言い残して立ち去られました。そこまで言っているんですから。これは十六回言っているんですよ、ＮＨＫ生中継で。これが虚偽であれば、当然これは、国会の場でうそをつきまくったということですから、大きな責任になると思います。

それで、私、今も、安住国対委員長が森山国対委員長に抗議をしました。びっくりしたのは、一民間のすばらしいホテルが責任を持って回答されたことに関して、何か自民党議員から、もうＡＮＡホテルを使わないぞ、そんな声が出ている。真面目に、まともに、法律にのっとって回答したところに対して、これは恫喝じゃないですか、パワハラじゃないですか。いかがですか。（発言する者あり）

○棚橋委員長　お静かに。

○菅国務大臣　私は、答弁する立場にありません。ただ、ここで言えることは、総理が答弁したことは責任を持つということであります。

○山井委員　この件は、先ほども言ったように、政治資金規正法違反、公職選挙法違反。これは公民権停止になりますよ。議員の資格、事務所のスタッフの公民権停止にもなります、これが違法であれば。そういう重要な問題に対して、その重要な証言をしたホテルに対して恫喝まがいのパワハラをする。口封じじゃないですか、これ。何ですか、それ。まともに答えた一流ホテルに対して、正直に答えたら、使わないぞと。あり得ない。おまけに、森山国対委員長の記者会見によると、昨日、ＡＮＡホテルのしかるべき方が自民党本部を訪問し、大変御迷惑をかけたという話をされた。これも暗黙の圧力なんじゃないですか。菅官房長官、いかがですか。

○棚橋委員長　山井委員にちょっと御質問します。

前半の、恫喝をしたというのは、官房長官がなさったとおっしゃるんですか。

○山井委員　そんなことは言っていませんよ。

○棚橋委員長　ああ、そうじゃありませんか。

では、内閣官房長官菅義偉君。

○菅国務大臣　私たちはそうしたことをするはずがありません。

申し上げますのは、先ほど来申し上げていますけれども、総理がこの場で答弁していることについては、責任を持って答弁をしているということであります。

○山井委員　安倍総理が責任を持って答弁していることが虚偽の可能性が高いから、大問題になっているんじゃないですか。この三カ月間、責任を持ってうその答弁を続けてきたという疑惑が高まっているんですよ。

ということは、官房長官にお願いしたいんですけれども、どちらかがうそをついているんです、残念ながら。真実は一つです。領収書を八百枚発行したと言っている安倍総理。そんなやり方はしないと言っているＡＮＡホテル。繰り返し言いますよ。ＡＮＡホテルには、虚偽の説明をする理由は全くありません、インセンティブはありません。しかし、安倍総理は、領収書を一人一人配った、だから政治資金収支報告書は記載しなくていい、政治資金規正法違反じゃない、違法行為じゃないという言い逃れに、この説明をしている可能性があるんですね。

そういう意味では、官房長官にお願いしたいと思います。やはりこれは、ＡＮＡホテルが、予算委員会に出してもいいですかということを確認して、国会にこの回答を出しても結構ですとまで言って、正式に出ているこれです。これと、安倍総理の、責任を持って答弁したというものが食い違っている。どちらかが虚偽である。これはやはりはっきりさせないと。安倍総理もおっしゃったじゃないですか。予算委員会で、私の言っていることを信用できないんだったら予算委員会は成り立たないと。その言葉をそっくりお返ししますよ。

そういう意味では、ＡＮＡホテルは書面で正式に回答を出してきているんです。ついては、これが虚偽である、つまり、明細書は受け取っていない、領収書は一人一人に安倍事務所が参加者に発行したというふうに、ＡＮＡホテルの書面の回答が間違いだとおっしゃるのであれば、安倍事務所がＡＮＡホテルとお話しして、安倍事務所の場合には領収書を一人一人に発行した、明細書は発行しなかったという書面を提出していただけませんか。官房長官、お願いします。

○菅国務大臣　その領収書の宛名は空欄又は上様で発行することがあるかという趣旨の説明、このことについても、委員から質問通告で、調べてほしいということがありました。そのことについても、総理が二月十七日の予算委員会で答弁した内容については、全てホテル側に確認をとった上でお答えをしたものであります。

○山井委員　官房長官、それも虚偽答弁じゃないですか。きのう坂本理事が初村秘書に確認したら、これしか確認していないと言っているんですよ。

じゃ、お聞きします。

本当ですか。坂本理事と初村秘書の確認と違いますよ。本当に明細書の発行はしていないということをホテルと確認したんですか。これに反することになりますよ。どっちが本当なんですか。答えてください。

○菅国務大臣　今私が申し上げたとおりであります。ホテル側は、ホテルが発行する領収書で、宛名は空欄又は上様として発行することがある、そういう趣旨の説明、総理は二月二十七日、予算委員会で……（発言する者あり）

○棚橋委員長　お静かに。

○菅国務大臣　今、領収書で宛名を空欄又は上様というふうに申し上げました。

いずれにしろ、このことについても、総理がこの予算委員会で発言をしたとおりであります。

○山井委員　では、これは委員長にお願いします。統一見解をお願いします。

この坂本筆頭理事が安倍事務所から聞き取った内容と、今の菅官房長官の、領収書は一枚一枚上様で出した可能性があるという話は明らかに違います。どちらが本当なのか、統一見解の提出をお願いします。

○棚橋委員長　何の統一見解ですか。

○山井委員　今言いました。

○棚橋委員長　主体は政府ですか、長官ですか。

○山井委員　時間がもったいないから。言いました。理事会で協議してください。

○棚橋委員長　では、後刻、理事会で協議をいたします。

○山井委員　いや、これ、安倍総理の虚偽答弁だけじゃなくて、菅官房長官の虚偽答弁にも今なっていますよ。自民党と予算委員会の理事会で、これだけしか確認していないと与野党で合意しているんですから、確認しているんですから。与野党を超えた予算委員会の確認に反する答弁を菅官房長官が連発されるのは、私はびっくりしました。（発言する者あり）

○棚橋委員長　まず、まず、まず、与党も野党もお静かに。山井委員の貴重な質問を静粛に聞きましょう。

山井さん、お願いします。
○山井委員　では、改めてお聞きしますが、これも、全日空ホテルに確認したところ、安倍総理は、私の事務所の職員が会費を徴収し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受け付け終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡す形で参加者からホテルに支払いがなされたと。ホテルに確認したら、とのことですと。
本当にこれ、ＡＮＡホテルが本当に言ったんですか。書面では否定していますよ。官房長官、お答えください。
○菅国務大臣　なぜ私の答弁が虚偽なんですか。総理が答弁したことが正しい、そう言っていることじゃないですか。（発言する者あり）
○棚橋委員長　お静かにお願いします。
○菅国務大臣　ですから、今申し上げましたけれども、領収書については、全てホテル側に確認をとった上でお答えをしております。
そしてまた、総理自身がここで十七日に述べたことについては、そこは確認をした上で答弁していますことを改めて申し上げたいと思います。
○山井委員　いや、私たちは、これは根拠と証拠に基づいて……
○棚橋委員長　山井君、恐縮ですが、十時四十五分ですので、官房長官は退席されます。
○山井委員　はい、どうぞ。
私、申し上げますが、私たちは、根拠と証拠に基づいて国会審議をやっているんですよ、伝聞に基づいてやっているんじゃないんですよ。ＡＮＡホテルの公式な書面の回答、それと、坂本理事と初村秘書が確認をされたことが、予算委員会の理事会で与野党合意のもと確認されている。その確認を前提に審議をしているんですよ。それと全く違うことを答弁をすれば、これはどちらかが虚偽であるとならざるを得ないんです。
そこで、きょう、国税庁に来てもらっています。
お伺いしますが、安倍事務所の今の言い分によれば、一流ホテルが八百人規模のパーティーの参加者に空欄あるいは上様で領収書を出すということは問題じゃないですか。適切じゃないんじゃないんですか。今、確定申告のシーズンですけれども、空欄、上様でこういうことをやっても問題ない、適切なんですか。
さらに、おまけに、ＡＮＡホテルは、正式な領収書は、安倍事務所のみならず全ての主催者に数百万人分の明細書や領収書は出していると言っているんですよ。出していながら、加えて、一人一人に、八百人規模で空欄か上様の領収書をホテルが個別に出す。これも適切なんですか。問題ないんですか。いかがですか。
○田島政府参考人　お答えいたします。
御承知のとおり、個別の事柄のお答えは差し控えさせていただきます。その上で、税務の執行機関として納税者の申告内容が正しいかどうかをチェックする立場から、あくまで一般論で、領収書の位置づけ、取扱いという観点でこれからお答えをいたします。
税務上、経費とは事業と関連する支出をいい、また、領収書はその支出の事実を証明するものであります。
この領収書の要件につきましては、税法上、特段の定めはございませんが、一般的には、金銭の支出といった事実関係が客観的に確認できる内容となっていることが必要と考えており、具体的には、宛名、金銭の授受の年月日、また金額などの事実関係が記載されたものが必要と考えてございます。
仮に今申し上げた項目の一部が欠けた領収書があった場合には、一般論として申し上げれば、ほかの帳簿書類を含む帳簿書類全体を見た上で、金銭の支出があったかどうかを総合的に判断することとなります。
また、申告内容が正しいかどうかを確認する際には、ただいま申し上げた領収書の形式的な要件に加えまして、その発行された領収書を受け取った経緯や態様、また取引の実態、その他帳簿書類を含む帳簿書類全体を見た上で、実際に経費としての金銭の支出があったかどうかを総合的に判断することになります。
○山井委員　今、重要な答弁がありました。
やはり宛名は必要であるということであります。それを、一流のホテルが八百人規模、上様や宛名なしで出す。おまけに、その主催者が内閣総理大臣の主催のパーティーである。これはちょっとあり得ないことですよね。これは全国の方は怒られるんじゃないですか。安倍総理事務所が上様、宛名なしで八百枚も毎年発行して、問題ないと言って、今、国会で何十回も答弁されているということは、一般の国民も上様や空白でそれは通るというこ

とですか。
　本当にこれは、上様、空欄宛て、これから確定申告のシーズンですけれども、本当にみんなそれでいいんですか。（発言する者あり）
○棚橋委員長　お静かにお願いします。お静かに。
○田島政府参考人　お答えいたします。
　繰り返しになりますが、先ほど領収書の要件について御説明いたしました。あわせて、先ほども申し上げましたが、そうした項目の一部が欠けた領収書があった場合には、これは一般論になりますが、ほかの帳簿書類を含む帳簿書類全体を見た上で、実際、金銭の支出があったかどうかを総合的に判断するということになります。
○山井委員　先ほどおっしゃったように、宛名は必要だということなんですよ。そういう脱法的な、脱法的と疑われるようなことをＡＮＡホテルはやらないから、文書で回答してきているんですよ。それに対して、安倍総理が、やっています、やっていますと言うというのは、本当におかしい話なんですよ。
　それで、コロナウイルス対策も重要なので、加藤厚労大臣にお聞きしたいと思います。
　といいますのは、きょう十時半から、クルーズ船から五百人の方が下船をされています。十時半からですから、もう今下船が始まっているかもしれません。
　しかし、例えば、昨日、神戸大学病院の岩田健太郎先生、感染症の権威でありますが、がクルーズ船の中に入って、一日入った動画を配信をされました。六万人以上がリツイートして、非常に衝撃を与えてまいります。
　読ませていただきますと、私もこの動画、十数分見ましたが、ダイヤモンド・プリンセスに入りましたが、感染症対策は悲惨な状態で、アフリカのそれより悪く、感染対策のプロは意思決定に全く参与できず、そして、厚労省官僚が意思決定をしています。船内から感染者が大量に発生するのは当然です。それはひどいものでした。
　この仕事を二十年以上やっていますが、アフリカのエボラとか中国のＳＡＲＳとか、感染症と向き合ってきました。もちろん身の危険を感じることもあります。しかし、自分が感染症にかかるという恐怖はそれほど感じたことはありませんでした。しかし、ダイヤモンド・プリンセス号の中はもっと悲惨な状態で、心の底から怖いと思いました。これでは感染してもしようがないのではないかと本気で思いました。
　レッドゾーンとグリーンゾーンというのですけれども、ウイルスがいるかもしれない危険なゾーンと安全なゾーンをきちんと分けて、そのような区別をするのが鉄則だけれども、クルーズ号の中ではグリーンもレッドもぐちゃぐちゃになっていて、どこが危なくてどこが安全なのか全く区別がつかない。手すり、じゅうたん、どこの食器、どこにウイルスがいるのか全くわからない。
　これは動画に出ておりますけれども、こういう状況であるんです。
　それで、まず加藤大臣にお聞きしたいと思いますが、ＷＨＯからも、船内の、クルーズ船の感染症予防対策は不十分だったのではないかと批判が出ておりますし、中国以外の世界の感染者九百八十八人のうち、クルーズ船にいるのが五百四十二人、半分以上なんですよ。やはり、このクルーズ船における感染症予防対策が不十分であったということはお認めになりますか。
○加藤国務大臣　もう既に、クルーズ船は、横浜港に入港する前においても感染した人がいたということがわかり、そして、我々の手元の状況でも、その段階で発症されていたのではないかという方がかなりおられる、そうした中で出てきたということでありました。
　どこで感染したか、これは正直言って具体的な証拠はないので、一個一個証明はできませんけれども、通常、感染してから発症するまでの期間等々を考えると、感染がその前にあったと思われる部分もあると私は認識をしております。
　したがって、それに対して私どもとして最大限の対応を、民間の皆さんの力も本当にかりて、この感染症との戦いの中で、多くの医師の方あるいは自衛隊の皆さん方、総勢三百人近い方が現場に入って活躍をしていただいております。
　そうした力をいただきながら、残念ながら、こうした発症数といいますか感染者数は出ていますけれども、そうした方々の重症化、それを防ぐために、必要な病院への搬送等、適切な対応はできる限りさせていただいている、こういうふうに認識をしております。

○山井委員　私たちは、このことについては野党としても全面的に協力したいと思っておりますし、今御答弁されたように、厚労省の現場の方、医師の方、自衛隊の方々含め、本当に不眠不休で取り組んでくださっていることには本当に感謝と敬意をしております。

しかし、残念ながら、結果としてはこのクルーズ船でウイルスがどんどんどんどん感染が拡大して、昨日も八十八人感染が発見されたということに関しては、これは深刻な問題があったと言わざるを得ないと思います。

そこで、今言われておりますのが、けさの新聞にも出ておりますが、「クルーズ船　割れる対応」「日本　陰性なら下船後は自由」、配付資料の十三ページ、アメリカなどは帰国後十四日間隔離方針ということなんですね。

これに関して、きょう十時半に下船をされて、約五百人の方が横浜駅や東京で、そこで解散になって御自由に帰宅をされるというふうに聞いております。電車に乗られる方、自宅に戻られる方、あるいは買物に行かれる方がおられます。

そういう中で、本当にその方々が自由の身になっていいのか。私は下船をしていただくのは賛成です。ただし、その方々に関しては、このアメリカの例などにもありますように、二週間ぐらい隔離をさせていただく、人権にも配慮しながら。御家族の方にとっても、もしかしたら、急に帰ってこられても、どうつき合っていいのかとか、わからない部分があるかもしれない。

なぜこんなことを言うかというと、私、一月三十一日の、この日の審議で、チャーター機から帰ってきた方を、どうしても自宅に帰りたいという人を三人帰したとおっしゃいましたよね、加藤大臣。私はそのときに、いやいや、それは、お気持ちはわかるけれども、そこはやはり帰すとまずいんじゃないんですかと言ったけれども、いや、もうどうしてもとおっしゃるから自宅に帰しました。そうしたら、結果的に、その後、お一人の方が感染していられたことが明らかになってしまったわけですよ。

だから、私は、ここは賛否両論あるのはわかります、わかるんですけれども、これは一旦、五百人の方々からどんどんどんどん感染したら、今でさえ二十七人が感染経路がわからない感染者が出ているんですね、もうこれは収拾がつかないことになりかねないと思うんです。だから、念のために、今からでも、やはり今後下船をされる方々に関しては二週間は隔離をさせていただく、そういうことを念のためやるべきじゃないんでしょうかと思うんですが、いかがですか。

○加藤国務大臣　私ども、もちろん、中に乗っている方の健康確保、そして国内の感染の拡大防止、これはしっかりやっていかなきゃいけないというのは当然のことであります。

さらに、今回の対応の中においても、基本的にこの新型コロナウイルスというのは全貌がよくわからないということが、これは一つの前提にならざるを得ない。他方で、ＷＨＯからは十四日間健康確保期間を置けばという一つの指針が出ている。それ以外に、国内での状況、これらを、それからこの間のチャーター便から帰ってこられた方の実態の姿、ここを私どもの感染研で分析をしていただく中で、感染研の方から、十四日間しっかりと管理がなされて、そして陰性であって、最終的に健康確認がなされていれば公共の交通機関を使ってもいいという示唆があり、さらに今回のいろいろな数字も出させていただく中で、最終的に判断をさせていただいたということであります。

もっとも、委員の御懸念もございますので、それぞれ皆さん方には健康カードをお渡しをし、何かを生じれば私どもの方に直通でお話しをいただく、また、それぞれの地域においてフォローアップということもしっかりしていく、これはしっかりやらせていただきたいというふうに思っています。

○山井委員　一昨日も、医師である私たちの仲間の岡本議員が、十四日間のカウントが本当に二月の五日からでいいのか、やはり下船をしてもらってからも健康管理期間を一度リセットして設けるべきではないかという提案をさせていただいております。

やはり、これは二千四百人を検査して五百四十二人が感染、五人に一人が感染している。今まさに二週間の健康管理期間をとったとおっしゃいましたが、まことに失礼ながら、あのクルーズ船の中は、レッドゾーンとグリーンゾーン、安全な地域と安全でない場所もごちゃごちゃになっている可能性が高いんですよ。そうなると、一から、二週間のそれこそ健康確保期間をカウントすべきじゃないかと私は思います。

ついては、陰性だとおっしゃいましたが、検体をとったのはいつとられたんですか、その五百人の方について

は。
○加藤国務大臣　これは、それぞれの方々によって違います。
　大体、ちょっと今手元に数字がないので恐縮ですけれども、この十四日間の真ん中ぐらいから、今回の高齢者等々については適宜進め、そして直近において、七十歳未満の方から検体を採取するということであります。
○山井委員　いや、これ、昨日も八十八人、新たに感染者が出ておられるんですね。ということは、検体をとってから感染した人もおられる可能性はあるんじゃないんですか。いかがですか。
○加藤国務大臣　そこについても、感染研から、十四日間のどこかで検体をとって陰性であり、その間に体調等の変化がなければという判断をいただいている。それを踏まえて、今回の措置をとらせていただいたということであります。
○山井委員　もちろん、専門家の方々は私も尊敬しております。ただ、繰り返し言いますけれども、昨日も八十八人が感染されているわけですよね。
　それで、繰り返し言いますよ。五人に一人が感染されているんですよ、このクルーズ船の中で、残念ながら。そういう非常にホットゾーンとも言われる中で、昨日感染した人もいる可能性、ゼロじゃないんじゃないんですか。加藤大臣、いかがですか。
　きょうおりられる五百人の中で、陰性だったけれども、きのう、もしかしたら、一人か二人かもしれませんよ、感染した可能性、おられる可能性、あるんじゃないんですか。いかがですか。
○加藤国務大臣　そのゼロの議論というのは非常に難しいわけでありますので、そこも含めて、私どもは、やはりそういった意味での専門家の判断を仰ぎながら対応させていただいている。
　それから、今委員から御指摘もありました。一方で、この十四日間、大変な御苦労の中で過ごされてきた、そうした皆さん方の立場、これも私たちが守るべき国民の一人。そして同時に、その方が出ていくことによって感染の拡大があってはならない。このバランスの中で、どこをとるべきなのか。
　委員の御指摘も、私、わからないわけではありません。ただ、私どもの主張も一部御理解をいただけているのではないかと思います。その中でどうやって判断をしていくのか。最終的には、政治の判断ではなくて、やはりそうした専門家の判断を受けながら、我々が最終的に責任を持って判断をしていく。
　そういうことで今回の対応措置をとりながら、しかし、これからのことも、念のために、今回のこれから下船される皆さん方には、もちろん、お住まい等は全部承知をし、地元の保健所等においてしっかりとフォローアップをし、我々もその数字をしっかり把握する、そういった対応をとらせていただいているということであります。
○山井委員　繰り返して言いますけれども、私たちもこのことで政争の具にする気は全くありません。野党としても全面的に協力したいと思います。
　ただ、本当に申しわけないんですけれども、専門家の方々の意見を聞いてきっちりやっているとおっしゃっている割には、クルーズ船では五人に一人が感染してしまっているんですよ。
　先ほども言ったように、中国以外の世界の感染者の千人のうち、五百人以上がこのクルーズ船なんですよ。残念ながら、これが成功しているとは言えないんですよ。ＷＨＯからも海外からも批判されているんです、残念ながら。
　そういう、残念ながら、このクルーズ船の対応がうまくいかずに、感染者が減るどころか、どんどんふえていっている。そういう延長線上で、きょう五百人。
　わかりますよ。私は、もう今まで二週間つらい思いをされたから、下船をしていただくのは賛成ですよ。ただ、やはり、御自宅に帰ってもらう、満員電車に乗ってもらう、デパートに買物に行ってもらう、映画を見に行ってもらうということまで、本当にこれをオーケーにしていいんだろうか。
　これは私も、こういうことは本当に、風評被害になったらだめなので言いたくないですよ。言いたくないけれども、加藤大臣もおっしゃったそのバランスを考えながらも、私は、苦渋の選択かもしれないけれども、念のため、快適な場所で二週間は隔離する、やはりそれが賢明な判断ではないかと思いますが、いかがですか。
○加藤国務大臣　もちろん、念のためとおっしゃるところ、わからなくはありません。ただ、その念のためということをやれば、正直言って、最初に申し上げた、この新型コロナウイルスというのはわからないんです。わからな

い。（発言する者あり）
○棚橋委員長　お静かに。
○加藤国務大臣　したがって、わからない中で、どの範囲でコントロールをしていくのかということが私は最大の課題だと思っています。
　したがって、念のためということを続ければ、じゃ、本当に十四日間でいいのか。これも正直言って、これまでエビデンスを、十四日ということをおっしゃられただけで、中には、それを超える、そうした報道もありました。したがって、要するに、どこで判断をするかということなんだと思います。そこについての判断はやはり我々が、もちろん最終的な責任は私や政府にあります。しかし、その前提においては、専門家の方々の意見を聞きながら判断をしないと、専門家の意見を踏まえながら私は判断をしていかなきゃいけないということで、今回の結論に至ったということであります。
○山井委員　私は、本当に加藤大臣は今正直におっしゃってくださったと思うんですね、自分たちでもわからないと。ということであれば、最悪の事態を想定して対応するというのが感染症対策なんじゃないんですか。
　専門家の方々の意見も確かに分かれているんですよ、割れているんですよ。でも、先ほども言いましたように、感染経路がわからなくなってしまった方がふえているわけで、あえて申し上げますが、じゃ、五百人の方、きょう五百人、今後どんどんどんどんふえていって、その方々が新幹線に乗られて、電車に乗られて、会合に出られて、集会に出られて、デパートに行かれたら、もう今後、感染経路は追えなくなりますよ。屋形船どころじゃないですよね。もう日本じゅうに、どこでどういう動線をとったかなんというのはたどれませんから、万が一そんなことになったら、これは大変なことになるんじゃないんですか。
　だから、加藤大臣がわからないとおっしゃるのであれば、最悪の状態をやはり考えて、おっしゃったように、じゃ、二週間で十分か。でも、そこは、先ほども言いましたように、アメリカとか諸外国では二週間隔離しているところも幾つかあるわけですよ。別に、私、一カ月とか二カ月とか言っているわけじゃないんですよ。
　やはりこれは、繰り返し言いますよ。先日も私は言ったじゃないですか。チャーター機からおりて、やはり二週間は隔離してもらうことが申しわけないけれども必要なんじゃないかと言ったら、いやいや、本人がどうしても自宅に帰りたいと言ったらもうしようがないんですよと。やはり言ったとおり、一人感染していたじゃないですか。
　今回、同じことが起こったら、それどころじゃないですよ。やはりそこは最悪のことを考えて、きょう、もう下船を始めていられるわけなんですけれども、やはり隔離を何とか二週間、隔離と言うと言葉は悪いけれども、健康管理期間をつくるということ。私は、これはやはり国民全体にリスクが及ぶ問題ですから、先ほど厚労省と政府の責任でとおっしゃるけれども、責任をとり切れないと思いますよ、これ。責任をとり切れないと思います。
　逆に聞きますが、じゃ、きょう下船された方にはどういう注意事項があるんですか。
○加藤国務大臣　下船される方々に関しては、下船した後、一般的な衛生対策の徹底、健康状態の毎日のチェック、そして厚労省からは定期的に健康状態を確認させていただきます。したがって、連絡先をこちらの方に教えていただくということ。また、せきや発熱が出た場合には、直ちに私どもの、これは特別なコールセンターとメールアドレスを用意しておりますので、そこへ連絡をいただく。こういう対応をとらせていただいているところであります。
○山井委員　熱が出たらコールセンターに連絡してくださいって、もうそれは手おくれなんじゃないんですか、そのときには。
　そうしたら、学校に行ってもいいんですか。仕事に行ってもいいということに当然なるということですか。満員電車にも乗ってもいいということですか。念のため。
○加藤国務大臣　ですから、そこは、最初に話を申し上げた、感染研の中で、それをクリアしていれば公共交通機関も使って差し支えない、こういう判断があり、そして、今回の状況もいろいろ出させていただく中で、最終的に今回の下船のオペレーション。
　ただ、十四日間こうした船内におられたという事情もあって、今申し上げたことを、念のためにこうした行動にしていただく、こういうことをお願いをしているということであります。

○山井委員　私、御家族や知り合いや会社の同僚の方々も、正直言って多少戸惑われる部分があると思うんですよね、偏見は絶対持ってはならないんですけれども。

これ、クルーズ船の中で、先ほどの岩田医師が指摘されていました危険なゾーン、ウイルスが多いと見られるレッドゾーンと安全なグリーンゾーンというのは、そもそも今仕分けられているんですか、きっちり。

○加藤国務大臣　今回のオペレーションを的確にするために、横浜の現地に私どもの橋本副大臣と自見政務官に、これはもうずっと行っていただいております。自見政務官は医師という立場もあります。

その自見政務官から報告を受けたところ、船内の区域管理は適切に実施されているかを含め、船内の感染管理については、感染症防御チームの専門家の医師が船内を見ていただき、そして指摘があれば、それをその日のうちに対応しているということであります。

○山井委員　私は、疑うわけではないんですけれども、全力で頑張ってくださっていることには敬意を表したいとは思うものの、やはり物事は結果ですから、先ほども言いましたように、二千五百人検査をしたうち約五百人、五人に一人が感染しているということは、この二週間、クルーズ船の中にいてそこで健康管理ができたというよりも、残念ながら、この二週間、非常にウイルスが蔓延している空間にいたと言わざるを得ないんじゃないかと思うんです。

だからこそ、岡本議員が指摘されたように、クルーズ船に乗ったときから二週間と考えるんじゃなくて、やはり、おりたときから二週間、健康管理のために隔離するということを念のためにする必要があるのではないかと思います。

繰り返しになりますが、先ほどの加藤大臣の答弁によると、二週間の中でどこかで検体をとって検査したということは、その検体をとって検査した後、きのうとかおとつい、新たに感染してしまっている人がクルーズ船内でいて、その人がきょう、あしたと下船される危険性、可能性というのは否定されないということでよろしいですか。

○加藤国務大臣　ですから、そこのところについては、一定の感染防止の対策はとられている、これは当然前提になるわけであります。

乗客の方々には基本的に船室から出ないということをお願いをし、また、乗組員の皆さんにも、もちろん陽性であれば当たり前でありますけれども、発症があれば、その人だけではなくて、その人の濃厚接触者も含めてサービスを控えていただく。また、そうした以外の働いている方々についても、マスクをつけて、手袋をつけて、こういった行動規範といいますか行動ルールも、専門家の御要請を聞きながら、そうした管理下でやってきた。そしてその中で、乗客の皆さんも我慢をしてそれに従っていただいてきた。こういうことであります。

そしてまた、実際の感染が広がっているということでありますけれども、専門家が見る限りは、感染は一定抑制されてきている、こういう判断の中で今回のオペレーションを決定をさせていただいた、こういうことであります。

○山井委員　くどいようですが、改めてお聞きしますが、二週間、この下船をされた方々に、申しわけないですけれども、人権に配慮しながら隔離をするということをすれば、その最大のデメリット、それができない理由というのはどういうことですか。

○加藤国務大臣　それができる、できないというよりも、現時点でどういう判断が合理的なのかということについて、今の専門家の御判断を踏まえて決めさせていただいたということであります。

例えばアメリカは、最終的に、陽性かどうかも判定していない方も一緒になって彼らはチャーター便で搬送されていますから、そういうオペレーションをすれば、当然、その段階でカウントは切れるということになるんだろうと思います。

○山井委員　時間が来ましたので終わりたいと思いますが、最後に一言。

加藤大臣もこの新型コロナウイルスの今後の感染等々についてわからないとおっしゃるのであれば、やはり最悪のことを考えて、申しわけないけれども、下船をした方々には二週間ぐらい隔離をさせていただくということの判断が私は本当に必要なのではないかと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。